

◆◆◆ 平成29年度就学援助制度のお知らせ ◆◆◆

赤磐市教育委員会では、赤磐市立小中学校に就学されるお子さんが安心して学校生活を送ることができるよう、経済的理由により就学が困難なご家庭に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助しています。

平成29年度に援助を希望される方は、このお知らせをご覧になり申請手続きを行ってください。(生活保護を受けている世帯を除く。) 就学援助は毎年申請が必要です。平成28年度に認定されていた世帯で、引き続き援助を希望される場合も、必ず申請手続きを行ってください。

1 援助の対象者

- *生活保護に準ずる程度に困窮している世帯
- *教育委員会が援助を必要と認める世帯

2 申請方法

申請期間 (期間厳守)	平成29年4月20日(木)～4月28日(金) 9:00～16:00まで(土・日曜日は除く)
提出場所	<u>お子さんが在籍する学校</u> *兄弟姉妹が小中学校両方に在籍する場合は、中学校に提出してください。
提出方法	<u>必ず保護者が直接、教頭に届けてください。</u> 教頭不在の場合は学校事務職員にお渡しください。児童生徒が持参した場合は受付できません。
必要なもの	①申請書及び添付書類→下記「3 世帯の状況と添付書類」を参照してください。 ②印鑑→訂正等がある場合に必要です。

*書類のコピーは一切いたしません。写しが必要な方はあらかじめコピーしてから提出してください。

3 世帯の状況と添付書類

世帯の状況	添付書類等
児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し
経済的な理由で学校への支払いが難しい	平成29年1月1日時点で <u>赤磐市に住所がなかった</u> 平成28年分の源泉徴収票の写し、確定申告書の写しなど平成28年中の所得が分かる書類
	平成29年1月1日時点で <u>赤磐市に住所があった</u> 源泉徴収票、確定申告書の写しなどの添付は不要です。 ただし、所得が確認できない場合は申告をしていたいたり、所得がわかる書類の提出をお願いします。
賃貸住宅に居住している(アパート、県営住宅等)	家賃がわかる書類(領収証や賃貸契約の写し) 添付がない場合は家賃を支払っていないものとして審査します。

例) 世帯状況: 母、兄(平成29年1月4日赤磐市に転入・会社員)、児童(小4)の世帯
児童扶養手当受給中、アパート暮らし
→児童扶養手当証書の写し・兄の平成28年分の所得がわかる書類・家賃がわかる書類 が必要

4 援助の内容 (金額は平成29年度の予定額であり、今後変更する場合があります。)

援助の種類	小学校	中学校
学用品費等	(1年) 年額 12,990 円以内 (2～6年) 年額 15,220 円以内	(1年) 年額 24,590 円以内 (2～3年) 年額 26,820 円以内
新入学児童生徒学用品費 (4月認定者のみ支給)	(1年) 年額 20,470 円以内	(1年) 年額 23,550 円以内
宿泊を伴う校外活動費 (実施日時点の認定者で参加者のみ支給)	(実施学年) 交通費・見学科 ※上限 3,620 円	(実施学年) 交通費・見学科 ※上限 6,100 円
修学旅行費 (実施日時点の認定者で参加者のみ支給)	(6年) 交通費・宿泊費・見学科の実費相当額	(3年) 交通費・宿泊費・見学科の実費相当額
学校給食費	1食あたり 216 円	1食あたり 248 円
医療費	学校病(むし歯、中耳炎など)が対象であり、受診の時に必要な「医療券」が学校から発行されます。医療券を持参し治療を行うと、医療機関での保護者負担額を補助します。ただし、他の助成制度とは併用できません。 ※子ども医療費給付制度を優先してご利用ください。	

* 年度途中の認定及び転出等の異動が生じた場合は、月割額を支給します。

* 生活保護を受けている方は、修学旅行費及び医療費のみが対象となります。

5 認定審査及び結果の通知

教育委員会で審査を行い、認定の可否について申請者(保護者)あてに、文書で通知いたします。

※申請にあたってご了解いただく事項

- ① 教育委員会が審査のために住民基本台帳、所得課税状況等を調査することについての同意が必要です。
- ② **平成28年分の所得申告をされていない方は、認定できない場合があります。**必ず税務署又は市役所税務課で申告をお願いします。(給与所得のみの方で、勤務先から市町村に給与支払報告書が提出されている場合は申告の必要はありません。)申請後、所得が確認できない場合は申告をしていただいたり、所得が分かる書類の提出をお願いすることがあります。その要請に応じていただけない場合は、審査できないため認定できません。
- ③ 申請期間は厳守をお願いします。**申請期間を超過した場合は4月認定ができなくなります。**以降、申請は随時受け付けますが、認定となった場合の支給期間は、申請の翌月分からとなります。また、申請期間経過後は、学校では受付できませんので、赤磐市教育委員会教育総務課までお問い合わせください。
郵送による受付はいたしません。
- ④ 申請書に記入された振込先や世帯状況等に変更が生じた場合は必ず届出を行ってください。場合によっては再度申請をしていただく必要があります。
- ⑤ 就学援助費は、児童・生徒の学校での教育費の一部を補助するものであり、使途が逸脱しないようご注意ください。学校での教育費・給食費に未納がある場合は、校長は保護者に就学援助費一切の権限(請求、受領、執行、過誤払金の返納及び処理)を委任するよう求めることができますのでご了承ください。

◇ご不明な点がありましたら、次のところにお問い合わせください。

赤磐市教育委員会	教育総務課 (中央公民館2階)	086-955-6807
	赤坂分室 (赤坂公民館内)	086-957-2211
	熊山分室 (熊山公民館内)	086-995-1360
	吉井分室 (吉井公民館内)	086-954-1379